

京都市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第59号

京都市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

第2条中「京都市個人番号の利用に関する条例第3条第1項」を「京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）第3条第2項」に改める。

別表法別表第1 7の項に規定する事務の項第7号中「保護の」の右に「実施及び生活に困窮する外国人に対する保護の」を加え、「生活保護実施関係情報」を「生活保護等実施関係情報」に改める。

別表法別表第1 8の項に規定する事務の項第7号を次のように改める。

(7) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 9の項に規定する事務の項第7号を次のように改める。

(7) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 10の項に規定する事務の項第1号を次のように改める。

(1) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 12の項、14の項、34の項及び76の項に規定する事務の項中「76の項」の右に「並びに条例第3条第1項第1号ア」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 15の項に規定する事務の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 母子保健法の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する特定個人情報（以下「養育医療関係情報」という。）

別表法別表第1 15の項に規定する事務の項中第10号を第11号とし、第7号か

ら第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 国民健康保険等医療保険給付関係情報

別表法別表第1 15の項に規定する事務の項中「別表第1 15の項」の右に「及び条例第3条第1項第1号イ」を加える。

別表法別表第1 16の項に規定する事務の項第3号を次のように改める。

(3) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 16の項に規定する事務の項の次に次の1項を加える。

法別表第1 19の項, 35の項及び61の2の 項並びに条例第3条第1 項第1号ウに規定する事 務	(1) 身体障害者手帳関係情報 (2) 精神障害者保健福祉手帳関係情報 (3) 生活保護等実施関係情報 (4) 住民税関係情報
---	--

別表法別表第1 30の項に規定する事務の項を次のように改める。

法別表第1 30の項に 規定する事務	(1) 小児慢性特定疾病医療費関係情報 (2) 療育給付関係情報 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定 による入院措置に関する特定個人情報（以下「精神入 院措置関係情報」という。） (4) 生活保護等実施関係情報 (5) 住民税関係情報 (6) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (7) 養育医療関係情報 (8) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (9) 介護保険法の規定による住所地特例対象施設への 入所又は入居に関する特定個人情報（以下「介護保険 住所地特列入所等関係情報」という。） (10) 介護保険給付関係情報 (11) 介護保険法の規定による保険料の徴収に関する特 定個人情報（以下「介護保険料関係情報」という。） (12) 自立支援給付関係情報
-----------------------	---

別表法別表第1 31の項に規定する事務の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 31の項に規定する事務の項に次の3号を加える。

(4) 児童扶養手当関係情報

(5) 特別児童扶養手当関係情報

(6) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

別表法別表第1 37の項に規定する事務の項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 障害児通所給付費等関係情報

別表法別表第1 41の項及び95の項に規定する事務の項中「及び95の項」を削る。

別表法別表第1 44の項及び45の項に規定する事務の項第1号を次のように改める。

(1) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 49の項に規定する事務の項第1号を次のように改める。

(1) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 56の項に規定する事務の項第3号を次のように改める。

(3) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 59の項に規定する事務の項を次のように改める。

法別表第1 59の項に 規定する事務	(1) 身体障害者手帳関係情報 (2) 精神入院措置関係情報 (3) 精神障害者保健福祉手帳関係情報 (4) 生活保護等実施関係情報 (5) 住民税関係情報 (6) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (7) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (8) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被 保険者（重度の障害がある者に限る。）に対する健康 管理費の支給に関する特定個人情報
-----------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (10) 介護保険住所地特列入所等関係情報 (11) 介護保険給付関係情報 (12) 介護保険料関係情報 (13) 自立支援給付関係情報
--	--

別表法別表第1 63の項に規定する事務の項第6号を次のように改める。

(6) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 63の項に規定する事務の項中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 養育医療関係情報

別表法別表第1 63の項に規定する事務の項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 国民健康保険等医療保険給付関係情報

別表法別表第1 68の項に規定する事務の項第1号を次のように改める。

(1) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 68の項に規定する事務の項第5号を次のように改める。

(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

別表法別表第1 68の項に規定する事務の項に次の1号を加える。

(6) 介護保険給付関係情報

別表法別表第1 70の項に規定する事務の項中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

別表法別表第1 70の項に規定する事務の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 84の項に規定する事務の項第3号を次のように改める。

(3) 生活保護等実施関係情報

別表法別表第1 84の項に規定する事務の項中第9号を第10号とし、第8号を第

9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特別児童扶養手当関係情報

別表法別表第1 94の項に規定する事務の項を次のように改める。

法別表第1 94の項に規定する事務	(1) 障害児通所給付費等関係情報 (2) 母子生活支援施設関係情報 (3) 障害児入所給付費等関係情報 (4) 児童入所措置等関係情報 (5) 身体障害者手帳関係情報 (6) 精神障害者保健福祉手帳関係情報 (7) 生活保護等実施関係情報 (8) 住民税関係情報 (9) 児童扶養手当関係情報 (10) 特別児童扶養手当関係情報 (11) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (12) 自立支援給付関係情報
法別表第1 95の項に規定する事務	(1) 生活保護等実施関係情報 (2) 住民税関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (4) 介護保険料関係情報
条例第3条第1項第1号エに規定する事務	(1) 身体障害者手帳関係情報 (2) 精神入院措置関係情報 (3) 生活保護等実施関係情報 (4) 住民税関係情報 (5) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (6) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (7) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (8) 自立支援給付関係情報

第2条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 12の項、14の項、34の項及び76の項並びに条例第3条第1

項第1号アに規定する事務の項中「第3条第1項第1号ア」の右に「及びカ」を加える。

別表法別表第1 30の項に規定する事務の項に次の4号を加える。

- (13) 京都市老人医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する特定個人情報（以下「老人医療費支給関係情報」という。）
- (14) 京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する特定個人情報（以下「障害者医療費支給関係情報」という。）
- (15) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する特定個人情報（以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。）
- (16) 京都市子ども医療費支給条例の規定による医療費の支給に関する特定個人情報（以下「子ども医療費支給関係情報」という。）

別表法別表第1 59の項に規定する事務の項第8号中「特定個人情報」の右に「(以下「健康管理費支給関係情報」という。)」を加え、同項に次の4号を加える。

- (14) 老人医療費支給関係情報
- (15) 障害者医療費支給関係情報
- (16) ひとり親家庭等医療費支給関係情報
- (17) 子ども医療費支給関係情報

別表法別表第1 84の項に規定する事務の項に次の1号を加える。

- (11) 障害者医療費支給関係情報

別表条例第3条第1項第1号エに規定する事務の項を次のように改める。

条例第3条第1項第1号エに規定する事務	<ul style="list-style-type: none">(1) 身体障害者手帳関係情報(2) 精神入院措置関係情報(3) 生活保護等実施関係情報(4) 住民税関係情報(5) 国民健康保険等被保険者資格関係情報(6) 国民健康保険等医療保険給付関係情報(7) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報(8) 自立支援給付関係情報(9) 老人医療費支給関係情報(10) 障害者医療費支給関係情報(11) ひとり親家庭等医療費支給関係情報
---------------------	---

<p>条例第3条第1項第1号 キに規定する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳関係情報 (2) 精神入院措置関係情報 (3) 精神障害者保健福祉手帳関係情報 (4) 生活保護等実施関係情報 (5) 住民税関係情報 (6) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (7) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (8) 健康管理費支給関係情報 (9) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (10) 自立支援給付関係情報 (11) 障害者医療費支給関係情報 (12) ひとり親家庭等医療費支給関係情報
<p>条例第3条第1項第1号 クに規定する事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小児慢性特定疾病医療費関係情報 (2) 障害児入所支援関係情報 (3) 児童入所措置等関係情報 (4) 身体障害者手帳関係情報 (5) 精神入院措置関係情報 (6) 生活保護等実施関係情報 (7) 住民税関係情報 (8) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (9) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (10) 健康管理費支給関係情報 (11) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (12) 自立支援給付関係情報 (13) 老人医療費支給関係情報 (14) ひとり親家庭等医療費支給関係情報 (15) 子ども医療費支給関係情報
<p>条例第3条第1項第1号</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小児慢性特定疾病医療費関係情報

ケに規定する事務	<ul style="list-style-type: none"> (2) 母子生活支援施設入所関係情報 (3) 児童入所措置等関係情報 (4) 精神入院措置関係情報 (5) 生活保護等実施関係情報 (6) 住民税関係情報 (7) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (8) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (9) 児童扶養手当関係情報 (10) 健康管理費支給関係情報 (11) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (12) 自立支援給付関係情報 (13) 老人医療費支給関係情報 (14) 障害者医療費支給関係情報 (15) 子ども医療費支給関係情報
条例第3条第1項第1号 コに規定する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小児慢性特定疾病医療費関係情報 (2) 児童入所措置等関係情報 (3) 精神入院措置関係情報 (4) 生活保護等実施関係情報 (5) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (6) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (7) 養育医療関係情報 (8) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (9) 自立支援給付関係情報 (10) 障害者医療費支給関係情報 (11) ひとり親家庭等医療費支給関係情報
条例第3条第1項第1号 サに規定する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護等実施関係情報 (2) 住民税関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (4) 介護保険給付関係情報

この規則中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（行財政局番号制度企画調整室）